

JA つがる弘前 生産資材展示圃試験 実施要項

1. 目的

生産資材の効果および適正な使用方法を試験圃場において確認し、組合員の生産性向上ならびに生産技術の改善に役立てるため。

2. 実施方法

(1) 試験品目について

農薬については、新規登録または登録拡大品目および県の防除基準採用予定のある品目とし、その他資材(肥料・果実袋等)については、生産性の向上や生産技術の改善に必要と考えられる品目とする。

(2) 試験圃場の設置について

組合員または生産者組織の圃場を対象に設置する。

(3) 試験期間について

原則として、展示圃の実施期間は2ヶ年とするが、生産および販売において、急を要する品目についてはその限りではない。また、期間の途中において問題が発生した場合は試験を中止する。

成績検討会において、成績の判別が困難又は不明の場合は、営農指導担当者と協議のうえ、試験を継続する。

(4) 対象資材

対象資材は、土壌改良資材・肥料・農薬・果実袋・その他生産に係る資材とする。

(5) 品目の受付および選定

受付は毎年1月~2月とする。

受付終了後に品目説明会を開催する。

品目の選定は、営農指導担当者による品目選定会議で決定する。

試験実施の有無については委託メーカーへ通知する。

(6) 設置規模および設計

設置規模・設計等については、担当部署ならびに営農指導担当者、委託メーカーと協議のうえ決定する。

設置規模は、対象作物や資材の目的、内容等を考慮して決定する。

(7) 調査および試験成績書

調査は営農指導担当者が主体となって行う。また、委託メーカーとの合同調査も認める。試験成績書(様式は別に定める)の提出は、調査を担当した営農指導担当者が行い、終了次第速やかに担当部署へ提出する。

試験成績書は、担当部署でとりまとめ、品目選定会議実施前に成績検討会を開催する。

3. 展示圃設置受託料

(1) 展示圃設置受託料として委託メーカーより、1品目1ヶ所につき25,000円(税別)を試験終了後に徴収する。ただし、りんご袋は同一品目での内袋色の違いは1品目とする。

(2) 試験を実施した生産者には、設置謝礼を配付する。

4. 費用

営農改善費および設置受託料で対応する。

5. 予約品目申込書および作物別注文書への採用について

展示圃試験結果および現行品目を評価して採用する。ただし、緊急の対応については別に決定する。

6. その他

(1) 事故等が発生した場合は、委託メーカーとJAが双方協議のうえ、試験実施生産者と適切に対応する。

(2) 担当部署は、指導部指導課指導係とする。

7. 要項の設定・改廃について

この要項の設定および改廃は、指導部長が行う。

8. 附 則

この要項の変更は、令和5年2月7日から実施する。